

甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書

甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書は、甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づいて行う入札について適用する。

1 入札に付する事項

入札公告（以下、「公告」という。）に示すとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

現に有効である「甲斐市建設工事入札参加資格者名簿」に登録されている者で、次の各号に示す要件をいずれも満たしているほか、公告で掲げる要件をいずれも満たしている者。

- （１）地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号。以下、「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- （２）甲斐市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を、公告日から入札日までの間に受けていない者。
- （３）会社更生法に基づく公正手続開始の申立てがなされていない者。
- （４）民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。（ただし、甲斐市建設工事等入札参加資格再認定取扱要領（平成21 年甲斐市訓令第8 号）の規定による建設工事入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）
- （５）手形交換所による取引停止処分を受けてから2 年を経過していない者でない者。
- （６）入札日前6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でない者。
- （７）公告の日の1 月前の日から契約を締結する日までの期間に甲斐市発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55点未満のなかで工事成績採点考査項目の法令遵守における1 から4 までに該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者は参加することができる。

3 入札・開札の日時及び場所

公告に示すとおり。

4 入札参加申出に関する事項

実施要領第7条の規定に基づき、入札参加申出については、次のとおりとする。

(1) 受付期間

公告に示すとおり。

(2) 提出書類

甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書（様式第1号）（以下「参加申出書」という。）

(3) 提出方法

参加申出書を総務部アセットマネジメント推進課契約係（以下、「契約係」という。）までFAXにより提出し、その後必ず契約係まで電話連絡をすること。FAXにより申出書が到着した場合、資格のある入札参加希望者への連絡はしないので、入札に必要な書類等の作成を行うこと。

(4) 提出先

甲斐市役所 総務部アセットマネジメント推進課 契約係

TEL：055-268-2326 FAX：055-276-7215

5 入札に付する内容を説明する日時及び場所

申請書等の作成に関する説明会及び現場説明会は行わない。

6 事業内容の説明に関する事項

(1) 設計図書等を示す場所

公告に示すとおり。

(2) 質疑応答

質問は、公告で示された締切日時までに、契約係へ、質問書（様式第2号）によりFAXで送付した後、必ず電話連絡すること。回答は、公告で示された日時までに、質問者にのみFAXで送付し、ホームページで閲覧可能にする。

質問者はFAXによる回答を受け取り後、必ず電話連絡を契約係にすること。なお、質問のない者は、質問書の提出を要しない。

7 入札等に関する注意事項

(1) 入札の執行回数は2回までとする。

(2) 入札した結果、入札参加者が1者の場合にあっても、一般競争入札の競争結果とみなし、入札は成立したものとする。ただし、最低入札参加者数の確保をする入札にあつては、入札公告等にその旨を明示するものとし、当該入札において最低入札参加者数が確保できない場合は、当該入札を中止するものとする。

- (3) 入札参加者は、設計図書・仕様書及び現場等熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において、設計図書、仕様書等に疑義があるときは、公告で示した期間内に関係職員の説明を求めることができる。

- (4) 入札書は、公告で指定した入札日時・入札場所に直接持参しなければならない。

それ以外は認めない。

- (5) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって請負金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札書は、指定の様式（様式第7号）を使用する。

- (7) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。

- (8) 積算内訳書は、入札書と一緒に提出する。（金額は入札書の内容と一致すること。）

*参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合は入札を無効とする。

8 落札候補者の提出書類等

入札後に落札候補者が提出する書類は、次に掲げるものとする。なお、指定の様式は甲斐市ホームページからダウンロードして作成すること。

- (1) 甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）

- (2) 甲斐市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表（様式第4号）

- (3) 工事施工実績調書（様式第5号）

- (4) 配置予定技術者調書（様式第6号）

- (5) それぞれの提出書類で指示する添付書類

- (6) その他公告で指示する書類

- (7) 提出書類は入札参加資格確認申請書（様式第3号）を一番上にして、クリップ等で挟んで提出すること。

- (8) 提出日時は公告に示すとおり。なお、提出期限までに（1）から（6）までの書類が提出されない場合は、落札候補者の資格を失うものとする。

9 入札の辞退

実施要領第7条の規定により申出書を提出した後、入札を辞退する場合は、指定の様式（様式第8号）を使用し、次の各号に掲げるところにより提出するものとする。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として辞退以降に不利益な取扱いを受けることはない。

- (1) 入札辞退届を直接持参する場合にあつては、入札日前は契約係まで、入札当日の開始時には入札場所に提出すること。
- (2) 入札辞退届を郵送する場合にあつては、入札日前日までに契約係に到着するものとする。この場合は、併せて電話連絡すること。

10 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札候補者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。
- (5) 相互に資本関係又は人的関係のある者が、同一の入札に同時に参加してはならない。

11 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがある。

これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は弁償の責任を負わないものとする。

12 入札の無効等

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者が行った入札
- (2) 甲斐市財務規則第162条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていない入札
- (3) 記名及び押印を欠く入札

- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒にした入札
- (8) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒にした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき

13 開札の立会い

入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札（開札）事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

14 開 札

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最も低い価格で入札した者から順に落札候補者とし、最も低いものから第3番目までの入札価格、及び当該入札者の名前を読み上げ（入札者が2者以内であるときは、入札価格及び当該入札をした者の名前を読み上げ）、落札を保留し終了する。
- (2) 予定価格を超えた入札（予定価格の事前公表の場合。）、最低制限価格を設けた場合にあっては最低制限価格より低い価格の入札は失格とする。
- (3) 落札となるべき価格での入札者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者がいないときは、これに代わり入札（開札）事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 低入札価格調査基準価格を設けた場合にあっては、甲斐市低入札価格調査実施要領により対応するものとする。

15 落札者の決定等

- (1) 落札者が決定するまで、最も入札価格の低い落札候補者から順に、提出書類を提出日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に審査を行う。
- (2) 審査の結果、第1番目の落札候補者が不合格となった場合は、新たに次の順位の者の審査を行う。
- (3) 審査の結果、落札候補者が合格したときは、落札者として決定し、速やかに落札決定通知書により通知するものとする。
- (4) 落札決定までに、落札候補者が公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者の資格を失う。

- (5) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められた場合は、当該落札候補者に対して、入札参加資格不適格通知書（様式第10号以下、「不適格通知書」という。）を送付する。
- (6) 不適格通知書の送付を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書（様式第11号）により説明を求めることができる。
- (7) 不適格通知書の送付を受けた者は、市長が落札決定を受けた者と契約を締結すること及び入札の結果を公表することを妨げることはできない。
- (8) 落札候補者は、落札者が決定するまで候補者を辞退することはできない。

16 提出書類の返却等

- (1) 提出書類は、一切返却しない。
- (2) 提出書類は、本市において競争入札参加資格の確認以外には提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類の差替え及び再提出は認めない。

17 入札保証金等

- (1) 入札参加者は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する出納員又は取扱機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りでない。
- (2) 入札参加者は、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提供する場合、入札保証金について、甲斐市指定金融機関等に納付した場合は、領収書又はそれに代わる保証金保管証書預り証を、入札保証金に代わる担保については、保管有価証券預り証を入札前に提示しなければならない。
- (4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者の決定後にこれを還付する。

18 違約金

甲斐市財務規則、甲斐市各契約約款及び甲斐市建設工事執行規則の規定による。

19 契約保証金等

- (1) 落札者は契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付、若しくは提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。
- (2) 落札者は、契約保証金を納付する場合においては、契約係から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを契約係に提出しなければならない。
- (3) 落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により納付し、保管有価証券預り証の写しを契約係に提出しなければならない。
- (4) 落札者は、提供する契約保証金に代わる担保が金融機関等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約係に提出しなければならない。

20 入札保証金の振替

契約係において必要があると認める場合は、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

21 契約書等の提出

- (1) 契約書（契約金額が、130万円未満の場合は、請書とすることができる。）は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約係の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- (3) 落札者は、議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書の案を提出しなければならない。
- (4) 議会の議決を要する契約にあつては、議会の議決があつたときに本契約が成立する。ただし、議会の議決を得られなかったときは、この契約は無効となり、発注者は損害賠償の責を負わない。

22 費用の負担

入札に係る申請書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。また、契約に要する経費は落札者の負担とする。

23 異議の申立て

入札した者は、入札後、この説明書・設計図書・仕様書・契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

24 その他

消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行なうこととする。